別表第十二（第百四十一条関係）

河川国道事務所等及び港湾事務所等		課
（略）	（略）	
（削る）	（削る）	
（略）	（略）	

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第十二（第百四十一条関係）

河川国道事務所等及び港湾事務所等		課
（略）	（略）	
調査事務所	総務課、調査課	
（略）	（略）	

改正後	改正前
（首席監察官、入札契約監察官、監察官、監査官及びアイヌ関連施策監理官）	（首席監察官、入札契約監察官、監察官、監査官及びアイヌ関連施策監理官）
第一条　北海道開発局に、首席監察官一人、入札契約監察官一人、監察官一人、監査官一人及びアイヌ関連施策監理官一人を置く。	**第一条**　北海道開発局に、首席監察官一人、入札契約監察官一人、監察官二人、監査官一人及びアイヌ関連施策監理官一人を置く。
2～7　（略）	2～7　（略）
（開発監理部の所掌事務）	（開発監理部の所掌事務）
第一条の二　開発監理部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第一条の二**　開発監理部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～二十八　（略）	一～二十八　（略）
二十九　地籍調査に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。	（新設）
三十　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の実施並びに同法第十九条第五項の規定による国土交通大臣の指定に関する連絡調整に関すること。	（新設）
三十一　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十条第一項及び東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十六条第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関すること。	
三十二～四十　（略）	二十九～三十七　（略）
（事業振興部の所掌事務）	（事業振興部の所掌事務）
第二条　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～二十二　（略）	一～二十二　（略）
（削る）	二十二の二　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量の実施並びに同法第十九条第五項の規定による国土交通大臣の指定に関する連絡調整に関すること。